

【カネミ油症に関する医療費について】

カネミ油症の認定を受けた患者さんの医療費については、各種健康保険の利用をしたうえ、本人負担部分がある場合、カネミ倉庫（株）が支払うことになっています。

具体的には、患者さんが領収書を添えてカネミ倉庫に医療費を請求することで、後日、償還払いを受けることができるようになっています。

さらに、患者さんが医療機関窓口で支払いを要することなく医療を受けることができるよう、カネミ倉庫（株）が以下のような「油症患者受療券（以下、「受療券」という）」を、患者さんに発行しています。受療券を医療機関窓口にて提示いただければ、医療機関がカネミ倉庫株式会社に対して直接、カネミ油症患者の本人負担分を請求する仕組みです。

※ 受療券が利用できるのは、カネミ倉庫（株）と予め合意をした医療機関となります。

厚生労働省 HP 油症患者受療券を使うことのできる医療機関一覧（カネミ倉庫（株）作成）

URL:<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139996.html#jyuryoken>

医療費のお支払いに関してご不明の点等がありましたら、カネミ倉庫（株）（連絡先：093-561-5336）までお問い合わせください。

<油症患者受療券の見本>

油 症 患 者 受 療 券	
受療機関	
記号番号	6666
患者氏名	○ ○ ○ ○
生年月日	
住 所	
発 行 者	北九州市小倉北区東港1丁目8番1号 カネミ倉庫株式会社
発 行 日	平成 29年 1月 1日
有効期限	平成 33年 12月 31日

油 症 受 療 券	
この受療券は油症の治療につき、健康保険などの利用をしたうえ、本人負担部分がある場合、それをカネミ倉庫株式会社が支払う為のものです。（明確に油症とは関係ないと判定できる症状以外の症状を含む）治療を受けられる場合は次のことを御願います。	
注意事項	
1 受診の際、この受療券を医療機関窓口にて提示して下さい。	
2 保険証の提出（各種保険適用）	
3 入院の際は必ずご連絡下さい。	
4 入院時は後期高齢者以外の方は、各保険機関に限度額適用認定証を申請し提出して下さい。不明な点はカネミ倉庫に連絡を下さい。	
連絡先093-561-5336	